

## 広島県告示第九百九十五号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定によつて、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和元年十二月二十六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

区域の名称 五八一) 一の組（二	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 崩壊急傾斜地の	所在地 広島県東広島市河内町小田及び三原市大和町箱川地内	土砂災害警戒区域
区域の名称 五八一) 一の組（二	表区域の示の 次の図のとおり	土砂災害特別警戒区域	土砂災害特別警戒区域
区域の名称 五八一) 一の組（二	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 崩壊急傾斜地の	土砂災害特別警戒区域	土砂災害特別警戒区域
区域の名称 五八一) 一の組（二	号三律の土戒定第区 年施推砂区す九域 で政行進災域る条の 定令令に害等土砂法 め第へ関防に害に る八平す止お災害に 事十成る対け害に 項四十法策る警規法	土砂災害特別警戒区域	土砂災害特別警戒区域

各区域について、「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木建築局土砂法指定推進担当、広島県西部建設事務所東広島支所及び広島県東部建設事務所三原支所に備え置いて縦覧に供する。